

宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準を次のように定める。

平成26年12月26日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市要綱第58号

宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準
(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事に係る競争入札参加における準市内業者の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「市内業者」とは、宇土市内（以下「市内」という。）に本社（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けている営業所（以下「許可営業所」という。）のうち、主たるものをいう。以下同じ。）を有する業者をいう。

2 この基準において「準市内業者」とは、自らの入札及び契約に係る権限を委任している支社等（許可営業所のうち、本社以外のものをいう。以下同じ。）を市内に有し、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていると市長が認める業者をいう。

- (1) 支社等に自社の看板を常設していること。
- (2) 支社等に恒常的に本社等に転送状態でない自社の専用電話及び専用ファクシミリを常設していること。
- (3) 支社等に業務に必要な備品類及び帳票類並びに事務所として必要な設備が常備されていること。
- (4) 事務所が当該者所有又は同者を当事者とする賃貸借その他の契約をした容易に移動できない建物であること。
- (5) 支社等に入札及び契約に係る権限を委任されている者（以下「受任者」という。）が勤務していること。
- (6) 支社等及び受任者が本市の市税等を滞納していないこと。

(申請)

第3条 準市内業者としての認定を受けようとする業者（以下「申請者」という。）は、前条第2項に掲げる要件を満たしていることを証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に必要な書類の種類、提出の時期及び方法は、別に定める。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請を行うときは、当該記載内容に虚偽がないこと、及び次条に規定する実態調査等に協力する旨の誓約書（別記様式）を提出しなければならない。
- 4 市長が指定する期間を過ぎても審査に必要な書類を提出しない申請者は、前条第2項に掲げる要件を満たさないものとみなす。

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、準市内業者の認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に必要な実態調査を行うことができる。

3 実態調査に協力しない申請者については、第2条第2項に掲げる要件を満たさないものとみなす。

(要請)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、第2条第2項に掲げる要件を満たすと認められなかった申請者に対し、相当の期間内に当該要件を満たすよう要請するものとする。

2 前項の規定による要請の結果、指定の期間内に当該要件を満たすと認められなかった申請者は、準市内業者に認定しないものとする。

(準市内業者に対する実態調査)

第6条 市長は、準市内業者の認定を受けた申請者が、引き続き第2条第2項に掲げる要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて、実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による実態調査の結果、当該要件を満たすと認められなかったときは、準市内業者の認定を取り消すものとする。

(指名停止等)

第7条 市長は、悪質な虚偽の申請又は実態調査の妨害行為等があったときは、指名停止等の処分を行うことができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

2 この基準の施行のために必要な準備行為は、この基準の施行前においても行うことができる。

3 宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準(平成23年要綱第18号)は、廃止する。

別記様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所

商号又は名称

代表者名

印

建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者の認定を希望します。

つきましては、宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準に規定する営業所の要件（別紙記載）を全て満たしていること、並びに宇土市が実施する聴取り及び写真撮影等の営業所実態調査について、全面的に協力することを誓約いたします。

また、準市内業者とする営業所の要件について不備が判明し、不備な要件の改善要請がされたにもかかわらず、宇土市が定める改善期間を過ぎたために認定を市外業者に変更されること、及び建設業法上の許可要件に関する疑義により許可行政庁へ通報されることに了承することを併せて誓約いたします。

別紙

準市内業者とする営業所の要件

準市内業者として認定を希望する者が有する営業所は、次の要件が全て満たされていないなければならない。

◎「準市内業者」とは、自らの入札及び契約に係る権限を委任している支社等（許可営業所のうち、本社以外のものをいう。以下同じ。）を市内に有し、次に掲げる全ての要件を満たしていると市長が認める業者をいう（宇土市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準第2条第2項）。

- (1) 支社等に自社の看板を常設していること。
- (2) 支社等に恒常的に本社等に転送状態でない自社の専用電話及び専用ファクシミリを常設していること。
- (3) 支社等に業務に必要な備品類及び帳票類並びに事務所として必要な設備が常備されていること。
- (4) 事務所が当該者所有又は同者を当事者とする賃貸借その他の契約をした容易に移動できない建物であること。
- (5) 支社等に入札及び契約に係る権限を委任されている者（以下「受任者」という。）が勤務していること。
- (6) 支社等及び受任者が本市の市税等を滞納していないこと。